

E e ホ ー ム

(要 綱)

令和 7 年 10 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

1 適 用	1
2 要 綱 の 変 更	1
3 適 用 範 囲	1
4 供給電気方式，供給電圧および周波数	2
5 需給契約の成立および契約期間	2
6 料 金	3
7 E e ホームホリデー	3
8 E e ホームフラット	5
9 使用電力量の計量	5
10 E e プラン（全電化割引）	6
11 解 約 等	7
12 料金の支払義務および支払期日	7
13 料金その他の支払方法	8
14 料金等のお知らせおよび請求	8
15 供給の中止または使用の制限もしくは中止	9
16 そ の 他	9

II 実 施 細 目

1 適 用 範 囲	10
2 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い	10
3 E e プラン（全電化割引）にかかわる取扱い	11
4 そ の 他	11

附 則	13
-----------	----

別 表	15
-----------	----

I 本 則

1 適 用

この要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 範 囲

特定小売供給約款（令和7年3月11日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、この要綱実施の際、現に要綱のE e ホーム（令和6年4月1日実施。以下「旧要綱」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

- (1) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用していること。
- (2) 7（E e ホームホリデー）(1)ロ(イ)および8（E e ホームフラット）(1)

イに定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

(3) 居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(4) 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定める記録型計量器が取り付けられていること。ただし、**E e**ホームを希望されるお客さまの需要場所に記録型計量器が取り付けられていない場合、お客さまと当社との協議の上、記録型計量器が取り付けられるまでの間、**E e**ビジネスを適用することがあります。この場合には記録型計量器に取り替えを行なったとき、**E e**ホームに変更いたします。

(5) 7（**E e**ホームホリデー）から8（**E e**ホームフラット）または8（**E e**ホームフラット）から7（**E e**ホームホリデー）に変更することはできません。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみを電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

6 料 金

料金は、7（E e ホームホリデー）(2)または8（E e ホームフラット）(2)によって算定された基本料金と電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表4（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、託送供給等約款（令和7年1月31日認可。以下、「託送約款」といいます。なお、当社が託送約款を変更した場合には、変更後の託送約款によります。）別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、託送約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、託送約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、託送約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

7 E e ホームホリデー

(1) 季節区分および時間帯区分

イ 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(ロ) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

ロ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間（デイトタイム）

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(ロ) 生活時間（リビングタイム）

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、昼間時間を除きます。

(ハ) 夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

(2) 基本料金および電力量料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	1,718円08銭
---------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間（デイトタイム）

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	56円54銭	53円05銭

(ロ) 生活時間（リビングタイム）

1 キロワット時につき	44円37銭
-------------	--------

(ハ) 夜間時間（ナイトタイム）

1 キロワット時につき	28円79銭
-------------	--------

8 E e ホームフラット

(1) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間以外の時間をいいます。

(2) 基本料金および電力量料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	1,718円08銭
---------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間（デイトタイム）

1 キロワット時につき	46円32銭
-------------	--------

(ロ) 夜間時間（ナイトタイム）

1 キロワット時につき	28円79銭
-------------	--------

9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款29（使用電力量等の計量）に準ずるものいたします。

なお、託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間帯、生活時間帯の使用電力量を差し引いた値といたします。

- (2) 当社は、14（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、検針の結果をお客さまにお知らせいたします。

10 E e プラン（全電化割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議がととのった場合の料金は、6（料金）によって料金として算定された金額から(1)によって算定されたE e プラン割引額を差し引いたものといたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備に要する熱源をいいます。

(1) E e プラン割引額

E e プラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるE e プラン割引上限額を上回る場合のE e プラン割引額は、(2)に定めるE e プラン割引上限額といたします。

$$\text{E e プラン割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額とは、7（E e ホームホリデー）(2)または8

(E e ホームフラット) (2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

(2) E e プラン割引上限額

1 契約につき	3,300円00銭
---------	-----------

11 解 約 等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ E e ホームを適用している需要場所が居住に必要な機能を有していない場合

(2) 供給約款41（供給の停止）(1)または(3)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) お客さまが、供給約款51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

12 料金の支払義務および支払期日

(1) 料金の支払義務および支払期日は、原則として供給約款32（料金の支払

義務および支払期日)に準ずるものといたします。

- (2) 13 (料金その他の支払方法) (2) の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

13 料金その他の支払方法

- (1) 料金その他の支払方法は、原則として供給約款33 (料金その他の支払方法) に準ずるものといたします。
- (2) 需給開始の日を含む料金について、お客さまが料金を供給約款33 (料金その他の支払方法) (1) ロまたはニにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、供給約款33 (料金その他の支払方法) (4) にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

14 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法等により行ないます。

なお、電磁的方法による場合、当社が料金を当社所定のインターネットサイトに掲載したことをもって、お客さまに料金を請求したものとみなします。

- (2) 当社は、(1)にかかわらず、次の場合には、料金等のお知らせまたは請求を書面により行ないます。

イ お客さまが当社所定のインターネットサイトに登録されていない場合

ロ お客さまが料金を供給約款33 (料金その他の支払方法) (1) ロにより支払われる場合 (供給約款33 [料金その他の支払方法] (1) イ、ハまたはニによる支払いが不能となる等の理由で、当社が料金を供給約款33 [料金その他の支払方法] (1) ロに定める当社が指定した様式により請求する場合があります。)

ハ お客さまがとくに希望される場合

- (3) 料金等のお知らせまたは請求を(2)により行なう場合は、次に定める書面発行手数料を料金とあわせて支払っていただきます。ただし、供給約款 32 (料

金の支払義務および支払期日) (4)により一括して料金を支払っていただく場合、もしくはこの要綱の適用後、最初に行なわれる電気料金の請求に係る書面については書面発行手数料は申し受けません。

書面発行手数料 (1 契約種別につき)	220円00銭
---------------------	---------

15 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当社は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) (1)の場合には、当社は、料金の割引等を行ないません。

16 そ の 他

- (1) この要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。
- (2) 当社は、供給約款31 (日割計算) に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、E e プラン割引上限額の日割計算は、別表 5 (日割計算の基本算式) によるものといたします。
- (3) その他の事項については、供給約款の従量電灯にかかわる規定 (供給約款41 [供給の停止] (2)を除きます。) を準用するものといたします。
- (4) この要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ (実施細目) によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表 1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 附則 3（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(1)または(2)の場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、別表 1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表 2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表 2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄

熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 E e プラン（全電化割引）にかかわる取扱い

(1) 全電化需要

イ 当社は、全電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

ロ 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(2) E e プラン割引額

イ 全電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、供給約款44（違約金）に準じて算定するものといたします。

ロ E e プラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

4 そ の 他

(1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表5（日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回

の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数
といたします。

ロ 暦 日 数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針
の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものとい
たします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の
基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの
といたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和7年10月1日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については、本則11（解約等）(1)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

3 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置

(1) 供給約款の従量電灯および要綱の深夜電力の適用を受けているお客さままたは時間帯別電灯，E e らいふもしくはE e ビジネスの適用を受けており夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまがE e ホームに契約種別を変更される場合等，技術的，経済的にやむをえず別計量を希望される場合は，お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器等については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器等に接続していただきます。また，当社は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量

器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器等について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)に該当する場合で、お客さまと当社との協議の上、当該夜間蓄熱式機器等について、当社は、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断することがあります。

(この場合、当該夜間蓄熱式機器等を以下「5 時間通電機器」といいます。)

なお、当社は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (3) (1)および(2)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

- (4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則 9 (使用電力量の計量) (1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 休 日 等

この要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (4) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日

4 燃 料 費 調 整

- (1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	27銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネット等によりお客さまにお知らせいたします。

5 日割計算の基本算式

(1) E e プラン割引上限額を日割りする場合

$$\text{E e プラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 供給約款30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

といたします。